

睦沢町のコミュニティ・スクール

Q&A

合言葉は「ともに」

あなたのその疑問に答えます

睦沢町がなぜ学校運営協議会制度を取り入れたのか。
そして、「いまさら聞けない」素朴な疑問までわかりやすく解説します。

睦沢町教育委員会

2020年6月18日現在

内容

Q1 睦沢町はどのような経過で学校運営協議会制度を取り入れたのですか。ねらいはなんですか。	1
「地域ぐるみで子育てを」という考えを引き継ぎ、「地域とともにある学校」を目指す	1
協議会を通じて、保護者や地域の委員が 権限と責任をもって学校運営に参画	2
保護者や地域住民が日頃から考えている学校の魅力や 課題などの意見交換が可能に	2
Q2 コミュニティ・スクールの成果は明らかになっていますか。	4
学校の理解者、学校を誇りにする人たちの広がり	4
Q3 学校運営協議会制度はどんな仕組みで、何を協議するのですか。	5
保護者や地域の方々が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する仕組み	5
Q4 学校運営協議会の設置により、教職員の負担が増えないでしょうか。	5
導入後すぐは増えるものの、協議会の成熟により教職員への負担増にはつながらない	5
Q5 学校運営協議会は、必要なのですか。	6
目標やビジョン、目指す姿を地域と学校が共有し、実現に向けて連携・協働するために	6
Q6 学校運営協議会に法律上の権限は与えられていますか	7
学校の運営に関する教育課程の編成や基本方針の承認、学校の運営に関する事項への意見することなどが与えられています	7
Q7 学校運営協議会と学校評議員会、学校関係者評価委員会、PTA の違いは何ですか。	7
学校運営協議会は学校運営等について関与する一定の権限を有する合議制の機関	7
Q8 コミュニティ・スクールにおける学校運営の責任者はだれですか。	8
これまでどおり、校長の権限と責任で行われます	8
Q9 協議会の運営の改善を図る必要があるとは、どんな場合ですか。	9
学校運営に支障が生じていたり、将来的に支障が生じる恐れが強いとき	9
Q10 協議会の委員の人数、構成はどうなっていますか	9
委員は 20 名以内で、地域住民や保護者、地域学校協働活動推進員や校長など	9
Q11 協議会委員の身分と与えられる義務について教えてください。	10
身分は非常勤特別職、協議を通じて知りえた個人情報等を任期中はもちろん、任期終了後も秘密としなければなりません	10

Q12 学校運営協議会委員に係る報酬制度はありますか。	10
1 日につき、5,500 円の報酬が支払われます	10
Q13 学校運営の基本方針の承認までの流れを教えてください。	11
年度初めの協議会で基本方針の確認、年度末に翌年度の基本方針の承認	11
Q14 学校運営に係る評価や情報発信は学校運営協議会で行うのですか。	11
協議会の内容や結果は町教育委員会で公表	11
Q15 年間を通じて、学校運営協議会はどの程度開催するのですか。	12
年間 4 回程度開催しています	12
Q16 年間すべての会で「熟議」をする必要がありますか。	12
委員個人の当事者意識の保持と形骸化を防ぐために継続を	12
Q17 中学校に設置している学校評議員会はどうなりますか。	13
学校運営協議会に代わります	13
関係法令	13

はじめに

2018（平成 30）年度、睦沢小学校をコミュニティ・スクール（以下 CS）に指定しました。2020（令和 2）年度は、圓小中一貫教育のスタートに合わせ、CS を中学校まで拡充しました。この機会に、改めて CS の導入の目的や運営などについて、できるだけわかりやすくまとめました。

睦沢町園・小・中一貫教育校に学校運営協議会制度を導入し、CS として指定したことは、9 年間の連続した学びを支える仕組みとして、学校・家庭・地域住民による連携・協働により、睦沢教育の目指す「協働を誇りに思う心を人間力・社会力の育成」、また、「自ら一歩をあゆみだす 15 歳を育成」という、目標を共有し、社会総がかりで教育の充実を目指していく、とても意義のあることです。

コミュニティ・スクール = 学校運営協議会を設置した学校

Q1

睦沢町はどのような経過で学校運営協議会制度を取り入れたのですか。ねらいはなんですか。

「地域ぐるみで子育てを」という考えを引き継ぎ、
「地域とともにある学校」を目指す

2016（平成28）年7月、睦沢町立小学校再編準備協議会が設置されました。この再編準備協議会では、学校運営協議会制度を取り入れた新しい学校づくりを目指し、先進的に取り組んでいる新宿区立花園小学校（7月）、千葉県立多古高等学校（10月）を視察しました。そして翌年3月、町教育委員会に、協議会より「再編する新しい小学校にコミュニティ・スクールを導入すること」とした報告書が提出され、同月、町教育委員会は「コミュニティ・スクール導入に向けた準備委員会」を、同年6月には「睦沢町コミュニティ・スクール推進委員会」を設置し、地域と学校が支えあい、「ともに」成長し、活性化していく「地域とともにある学校づくり」に踏み出すための具体的な話し合いを開始しました。

遡れば、土睦小学校は、明治6年上市場、川島、岩井、小滝、河須ヶ谷の5村で上市場小学校から、瑞沢小学校は、明治7年大上村に大上小学校から、脈々と引き継がれ、多くの歴史と伝統を紡いできた学校です。そして、144年余を経た2018年3月両校は閉校し、睦沢小学校が開校しました。

2つの小学校は、地域と密接につながっており、運動会をはじめとする学校行事や地域と連携した授業、地域に出向いての体験授業などが日常的に行われていました。地域も、そうした学校との関わりを通して一つにまとまり、地域ぐるみで子どもたちを育てようという風土が根付いていました。

そこで、再編する睦沢小学校にも、これまでの地域の良さを引き継ぎ、新たなコミュニティとして、両小学校のそれぞれにあった「地域ぐるみで子育てを」という考えを、全町をあげて、学校と地域住民・保護者が力を合わせて学校の運営に取り組む「*1地域とともにある学校」を目指すこととしたのです。



協議会を通じて、保護者や地域の委員が 権限と責任をもって学校運営に参画

町教育委員会は、学校を支え、学校に対して地域の声を反映できる「学校運営協議会制度」を睦沢小学校の開校と同時に取り入れることとし、「コミュニティ・スクール」として指定しました。

一方で、町内には学校を支援するボランティア活動（＝学校の教育活動について地域の教育力を活かすため、保護者、地域人材や団体、企業等がボランティアとして学校をサポートする活動をいう）の継続的・安定的な仕組みづくりを目指す「睦沢町学校支援地域本部（現在は、地域学校協働本部）」が既に活動をしていました。読み聞かせや防犯・交通安全、環境整備などのボランティア（団体）の活動です。

そこで、学校運営協議会制度の導入を機に、「睦沢町学校支援地域本部」の活動との密接な連携・協働を図ることにより、保護者や地域住民の意見や要望を的確に反映させ、地域に開かれ信頼される学校の実現、地域の創意と工夫を活かした特色ある学校づくりを進めることが可能となりました。

また、これから先、不透明で複雑化、多様化する子どもたちを取り巻く環境や学校が抱えるさまざまな課題への対応が求められる中、睦沢町では、2020（令和2）年度、睦沢こども園、睦沢小学校、睦沢中学校は、睦沢町園小中一貫教育校としてスタートしました。0歳から15歳までの系統的で連続した一貫教育を進め、人間力・社会力を培う睦沢教育の充実を図っています。コミュニティ・スクールを中学校への拡充したことで、協議会を通じて、保護者や地域の委員が権限と責任をもって学校運営に参画し、そのニーズを迅速・的確に学校運営に反映させ、保護者・地域・学校が一体となって、よりよい教育が実現可能となりました。さらに、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりを進めることで、地域全体の活性化も期待されます。



保護者や地域住民が日頃から考えている学校の魅力や 課題などの意見交換が可能に

学校運営協議会制度は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により制度化されたものです。Q3でも示すように、学校運営の基本方針を承認し、保護者や地域住民が日頃から考えている学校の魅力や課題などについても意見交換ができ、学校評議員会と比して、学校運営の改善の取組をさらに一歩進めるものといえます。

さらに、これからの時代は、少子高齢化やグローバル競争の激化のほか、IoT やビッグデータ、AI 等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会(Society5.0)の到来が予想され、将来が展望しづらい時代であると言われています。そのような中、子どもたちには現在と未来に向けて、幅広い知識と柔軟な思考力に基づいて、変化に主体的に向き合い関わり、社会的・職業的に自立した人間として、自ら判断し、多様な人々と協働しながら、新たな価値を生み出していく力が必要になっています。保護者・地域と学校が一体となり「ともに」連携・協働し、「*2地域総がかり」で子どもたちの成長を支える学校運営協議会は、大変重要な仕組みといえます。

*1「地域とともにある学校」の姿

地域総がかりの教育を実現する上で、これからの学校は「地域に開かれた学校」から一歩踏み出し、「地域でどのような子どもを育てるのか、何を実現していくのか」という目標を保護者、地域、学校が共有し、一体となって子どもの成長を支える学校であり、次の姿を実現する学校を目指しています。

① 「学校運営の基本方針」を共有している学校

睦沢町では、第2期「睦沢町教育大綱」の基本理念（の一部）である「郷土を誇りに思う心と人間力・社会力の育成」に基づく、基本目標Ⅰ「園小中一貫教育カリキュラムの実施と確かな学力・自立する力の育成」基本目標Ⅱ「郷土を愛する心と豊かな心・健やかな体の育成」を具現化した「教育振興基本計画」や園小中一貫教育基本方針で示された「睦沢町が目指す15歳の姿」に迫るための（園）小中学校が示す「学校教育目標及び運営の基本方針」を示しています。そこで、これら教育目標実現のために、保護者、地域、学校が、子どもたちにどのような資質・能力を育むべきなのか、どのような活動が必要なのかについて、「ともに」知恵を出し合い、肯定的で未来志向の話し合い（熟議）を行い、目指すべき「学校教育目標及び運営の基本方針」を共有しています。

② 「社会に開かれた教育課程」を実現している学校

保護者、地域、学校が社会の変化に目を向け、教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、学習内容を組織的且つ計画的に地域や社会とつなぐ学校の教育課程（「社会に開かれた教育課程」）をともに練り上げていきます。また、資質や能力が身に付いていく過程を見て、常に改善を加えていきます。これにより、子どもたちは学校で学んだことを活用し、地域の課題を地域の方々とともに考える姿や自ら問いを見つけ、より良い解を見出そうと考え抜く姿が見られるようになっていきます。

③ 「地域総がかり」で子どもの成長を支える体制のある学校

保護者、地域、学校が一体となって未来の担い手である子どもたちを育てるという理念を共有し、子どもの豊かな成長のために、それぞれが主体的に取り組んでいます。

*2 地域総がかり

複雑化、多様化するであろう子どもを取り巻く環境や学区が抱える問題を解決していく観点から、学校は地域との連携・協働の重要性が指摘されている。また、山積する地域課題において、人口減、高齢化が進む地域だけでの解決は難しくなることが予想され、子どもに未来の担い手である自覚が求められている観点から、地域と学校の連携・協働体制を深化、発展させる重要性が指摘されている。こうしたことから、学校は「地域とともにある学校」を目指し、共通の目標をもち、互いの役割について責任を果たしながら、一体となって子ども、地域の豊かな未来を実現していかなければならない。

（出典：「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について 審議のまとめ」文部科学省中欧教育審議会 平成27年12月）

Q2

コミュニティ・スクールの成果は明らかになっていますか。

学校の理解者、学校を誇りにする人たちの広がり

全国コミュニティ・スクール「CS フォーラム」の事例発表をみると、いろいろな成果が見られます。

地域で・・・

- 地域行事に参加する子どもが増加し、地域の方々とのふれ合いにより、自己肯定感が高まり、地域と学校の一体感が生まれている。
- 目標、情報、活動を共有すると、関係者の当事者意識が高まった。取組全体が見え、教育活動に地域が参加しやすい環境をつくれるようになった。
- 地域の方は、これまで培った経験を教育活動に発揮し、子どもや教職員に喜ばれ、自己有用感を持つようになった。
- 地域の方は、子どもの成長に触れる機会が増え、身近な子どもの笑顔に元気づけられ生きがいを感じている。
- 保護者は、地域の方々に子どもが支えられていることを実感し、安心感を持つとともに、地域の一員としての所属感を高めている。
- コミュニティ・スクールとなって数年経た学校が生み出す広がりとして、学校支援ボランティアの広がり、学校の理解者、学校を誇りにする人たちの広がりが見られる。



そして、学校でも・・・

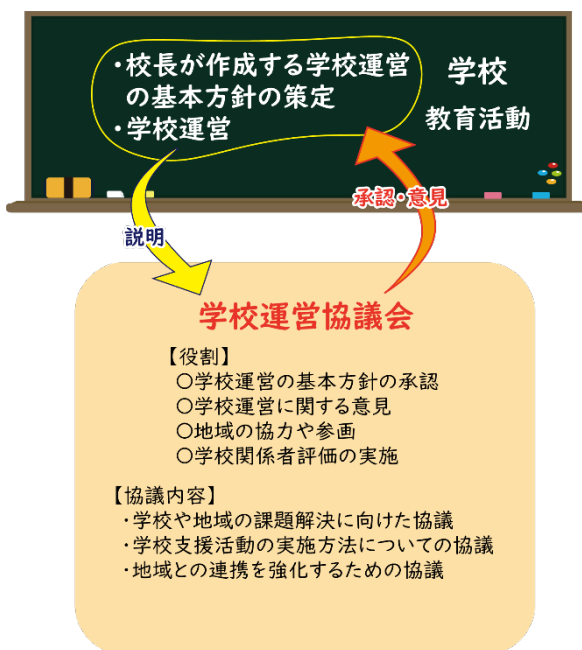
- 説明責任を果たすことが必要のため、校長、教職員の意識が高まった。
- 地域への説明責任を果たすことが必要になったことから、誰にでも分かりやすく、教職員も動きやすい学校経営方針を作成することができた。
- 保護者や地域の方々と教職員の会話の機会が増え、学校に対する困難な要望が減少した。
- 地域での子どもの迷惑行為を、地域の問題として考えるようになり、学校への苦情が減少し、「地域総がかりで子どもを支える」ようになった。

Q3

学校運営協議会制度はどんな仕組みで、何を協議するのですか。

保護者や地域の方々が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する仕組み

学校運営協議会制度は、保護者、地域の方々が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する仕組みです。教育委員会から任命された委員は、一定の権限と責任の下、学校運営の基本方針の承認や教育活動、将来の地域を担う子どもの育成について、その他校長が必要と認める事項について、互いの意見を尊重し合い、「熟慮」と「論議」を重ねて課題解決を目指し、知恵を出し合う肯定的で未来志向の話し合いを行います。この意見を学校運営に反映させ、目指すところを対等な立場で共有することで、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた取組を効率的かつ計画的に進めることができます。



教育委員会が、学校運営協議会制度を取り入れることを指定した学校を、コミュニティ・スクールと呼びます。

Q4

学校運営協議会の設置により、教職員の負担が増えないでしょうか。

導入後すぐは増えるものの、協議会の成熟により教職員への負担増にはつながらない

協議会の運営が軌道に乗るまでには、一定程度の稼働が必要となることから、一時的に負担が増えることも見込まれます。

先行事例によれば、学校運営に関する機能が協議会の仕組に組み込まれることから、学校評議員会や学校関係者評価委員会を協議会に統合する、緊急事案や想定外の協議題について改めて会議体を起こすなどの必要がなく、また、「次の会議の参加者は誰…」等の煩瑣だった事務作業や校長が同じ内容の説明を繰り返す時間の削減など、負担の増加は抑えられるようになります。協議会が成熟すると、目的の共有の上で、保護者、地域、学校が適切に役割分担され、教職員の負担が増えることにはつながらないと考えています。

本町では、学校の事務負担軽減のため、協議会の事務局を教育委員会が執り行うこととしています。

Q5

学校運営協議会は、必要なのですか。

目標やビジョン、目指す姿を地域と学校が共有し、
実現に向けて連携・協働するために

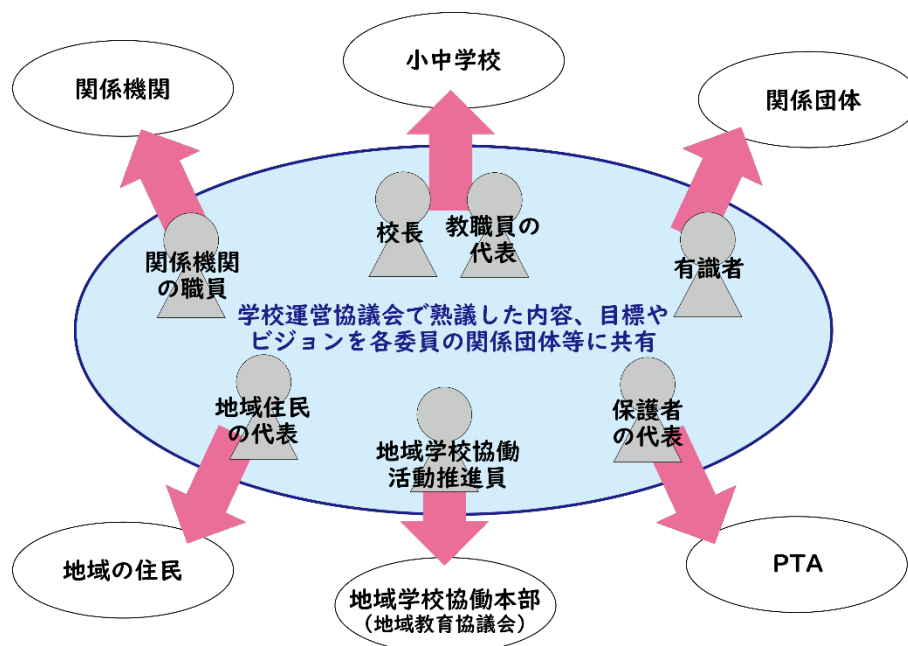
社会的な課題、学校を取り巻く複雑化、困難化などの課題に適切に対応するためには、地域と学校がパートナーとして、「地域総がかり」で対応することが求められています。そのためには、地域の方々と学校が連携・協働するための組織的、継続的な仕組みが不可欠です。

そこで、地域の方々の協力による連携・協働をより効果的・継続的に実施するため、保護者・地域が学校と一体となって地域の子どもの成長を支える、その当事者としての意識を高めていただくとともに、目標を共有し、それぞれの立場が方向性をおなじくして、これまでの連携・協働を進化させることが求められています。

さらに校長は、学校運営の基本方針はもとより、地域の方々に現状や課題を的確に示し、基本方針やそのための方策を共有し、ともに熟議を交わしていくことが求められています。

協議会をにおいて、学校と地域が、これまでの活動を見直し、改めてビジョンに対しての意味づけを行ったり、ビジョンの実現に向けた方向性を明らかにしたりするなどの協議をし、目標やビジョン、目指す姿を共有します。

これら協議会の結果を受け、地域学校協働活動により、目標やビジョン、目指す姿の実現を図ります。この地域学校協働活動は、これまでの「地域による学校の支援」ではなく、地域と学校がパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」と言えます。



Q6

学校運営協議会に法律上の権限は与えられていますか

学校の運営に関する教育課程の編成や基本方針の承認、学校の運営に関する事項への意見することなどが与えられています

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき、協議会に次に掲げる権限などが与えられています。

①協議会は、校長が作成した学校の運営に関する教育課程の編成や基本的な方針を承認することができる。

②協議会は、学校の運営に関する事項について、教育委員会または校長に対して意見を述べることができる。

本町では、睦沢町学校運営協議会の設置及び運営に関する規則第8条により、その権限に承認事項として以下のことが明記されています。

第8条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針等を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 対象学校の教育目標及び学校経営方針に関する事項
- (2) 対象学校の教育課程の編成に関する事項
- (3) 対象学校の組織編成に関する事項
- (4) その他対象学校の校長が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された方針に従って学校運営を行うものとする。

このように、学校運営協議会においては、学校運営の基盤である学校経営方針、教育課程の編成等について、保護者や地域の方々が責任と権限をもって意見を述べることが制度的に保証され、その意見を踏まえた学校運営が進められることになります。

Q7

学校運営協議会と学校評議員会、学校関係者評価委員会、PTAの違いは何ですか。

学校運営協議会は学校運営等について関与する一定の権限を有する合議制の機関

協議会は、合議制の機関で有り、法律に基づいて学校運営等「Q6」で示した一定の権限が付与されており、校長は協議会が承認する基本的な方針に従って学校運営を実施することとなります。

一方、学校評議員会は、学校教育法施行規則第 49 条に基づき、校長の求めに応じて、個人としての立場で学校運営に関する意見を述べるものです。学校関係者評価委員会は、学校教育法 42 条及び学校教育法施行規則第 66 条、第 67 条に基づき、目標や計画に照らし、その達成状況や達成に向けた取組の適切さを評価し、その結果について評価するものです。ともに意見を学校運営の方針に取り入れるかは、制度上校長次第であり、校長や教育委員会の学校運営に関して権限をもって直接関与したり、拘束力のある決定を行ったりするものではありません。

このように学校評議員会や学校関係者評価委員会は、校長の求めに応じて学校運営に関する意見を個人として述べるものであるのに対し、協議会は、学校運営等について関与する一定の

権限を有する合議制の機関であり、意見の反映について、その役割は異なります。本町では、コミュニティ・スクールの導入に伴い、学校評議員会及び学校関係者評価委員会

は協議会をもって行われるものとしています。

学校運営協議会	学校評議会・学校関係者評価委員会	PTA
学校運営等に関与する一定の権限を有する合議制の機関	校長の求めに応じて学校運営に関する意見を、委員が個人として述べるための機関	学校及び家庭における教育の理解、生活指導などの社会教育活動を目的とする社会教育団体

また、PTA は、学校及び家庭における教育の理解と振興、移動生徒の学校外における生活指導などの社会教育活動を目的とする社会教育団体として、学校と家庭、地域をつなぐ重要な役割をもち、学校の教育活動に協力を行うもので、協議会とは異なります。PTA 役員が協議会に参画することを通じ、学校運営に PTA の意向を反映させたり、協議会がその活動に PTA の協力を求めたりするなど、互いに補完し合いながら、家庭、地域、学校の連携により一層密にすることが期待されているところです。

Q8

コミュニティ・スクールにおける学校運営の責任者はだれですか。

これまでどおり、校長の権限と責任で行われます

協議会は、教育目標や学校運営の基本方針を熟慮した上で、承認を行うことにより、学校運営に関与するものです。学校運営はこれまでどおり校長の権限と責任で行われます。CSにおいても学校運営の責任者は校長であることは言うまでもありません。

Q9

協議会の運営の改善を図る必要があるとは、どんな場合ですか。

学校運営に支障が生じていたり、将来的に支障が生じる恐れが強いとき

運営の改善を図る必要がある場合とは、具体的には次のような状態を想定しています。

- ・委員同士の意見が対立し、協議会としての意思形成が行えない状態
- ・協議会と校長の方針が著しく対立し、その結果、円滑に行われるべき学校運営に支障が生じている状態
- ・協議会としての活動実績が認められない場合

以上のように、学校運営に支障が生じていたり、将来的に支障が生じる恐れが強いと認められたりする状態に至る場合、教育委員会は、校長と連携して、必要な指導・助言を行ったり一部の委員を交代させたりするなど、学校運営の支障を取り除き、その運営改善に努めます。

Q10

協議会の委員の人数、構成はどうなっていますか。

委員は 20 名以内で、地域住民や保護者、地域学校協働活動推進員や校長など

睦沢町では、2019（令和元）年度「睦沢町コミュニティ・スクール推進委員会」において、協議会の設置を中学校まで拡充することを協議し、町教育委員会は 2020（令和 2）年度から、睦沢中学校にも協議会を設置（指定）することとし、合同で運営します。

拡充された理由は、令和 2 年度から、園小中一貫教育校としてスタートすることによるものです。そして学校運営協議会には、

- 小中 9 年間を通じた目標等の共有により系統的な学校運営の実現
- 小中学校一体としての学校と地域の協働の推進
- 会議の効率的・効果的な運営の実現

を求めています。

委員の人数は、合同とする前の 15 人以内から 20 名以内とされました。

委員の任期は 1 年とし、構成は次のとおりです。

- （１）対象学校の所在する地域の住民
- （２）対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- （３）対象学校の運営に資する活動を行う者（地域学校協働活動推進員）
- （４）対象学校の校長

- (5) 対象学校の教職員
- (6) 識見を有する者
- (7) 関係機関の職員
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

*委員の任免について、当該校長から申し出があったときは、当該校長から意見を聴取します。

さらに、協議会の内容によっては、児童生徒や関係者から意見を述べてもらう機会をつくることもできます。また、必要に応じて、担当部会をつくった上で、担当ごとの活動を認めることが協議会の活性化を図ることにつながることから、担当部会の設置を妨げないこととしています。

ただし、学校の管理運営に一定の権限を持っていることから、小中学校の児童生徒を委員として参画させることはできませんが、高校生以上の生徒が委員になることを妨げるものではありません。

Q11

協議会委員の身分と与えられる義務について教えてください。

身分は非常勤特別職、協議を通じて知りえた個人情報等を任期中はもちろん、任期終了後も秘密としなければなりません

協議会委員は、一定の権限をもって学校運営に参画しているため、地方公務員法上の非常勤特別職職員として、教育委員会から任命されることになります。

委員は、協議を通じて、児童生徒の個人情報や職員等に関する情報をその職務上知り得る可能性があることから、それらの情報については、一般の公務員と同様に委員の任期中及び終了後も秘密とする義務を負います。

Q12

学校運営協議会委員に係る報償制度はありますか。

1日につき、5,500円の報酬が支払われます

Q11のとおり、委員の身分は非常勤特別職とされていることから、委員には報酬が支払われ、その額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例で1日につき5,500円とされています。

Q13

学校運営の基本方針の承認までの流れを教えてください。

年度初めの協議会で基本方針の確認、年度末に翌年度の基本方針の承認

校長は、学校運営の基本方針を作成し、協議会に承認を得ることが必要であることから、説明責任が求められます。本町での小学校における設置初年度は、第1回目の協議会で基本方針を説明し、承認を得ました。また、年間の協議会における熟議を通じ、翌年度の基本方針に求められる方向性をくみ取り、最終の協議会に置いて、翌年度の基本方針を決定しました。以降、年度初めの協議会で基本方針の確認、年度末に翌年度の基本方針の承認を得るという流れになります。

協議会は、承認することを通じ、「目指す学校像」や『自ら一步をあゆみ出す15歳』の姿を発達段階にそった「子どもの姿」等に関する学校運営のビジョンを共有します。協議会委員の意向を学校運営に反映させることで、地域の方々が校長とともに学校運営に責任を負っているという自覚と意識が高まり、学校運営の責任者である校長を支え、学校を応援することにつながります。

Q14

学校運営に係る評価や情報発信は学校運営協議会で行うのですか。

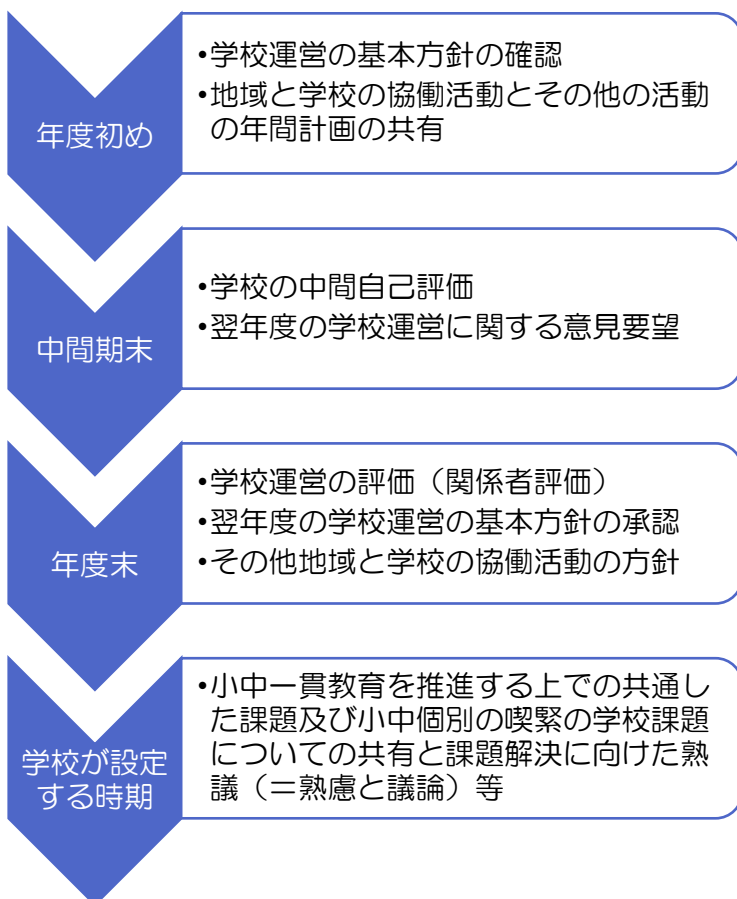
協議会の内容や結果は町教育委員会で公表

協議会は、法律に基づき、学校運営等について関与する一定の権限が付与されていますので、協議会を通じて点検・評価が行われます。なお、コミュニティ・スクールの理念から、学校運営について評価及び改善の方策を議論することはもちろん、協議会の内容や結果は保護者や、地域への公表が求められます。町教育委員会では、毎年1回程度CS（コミュニティ・スクール）だより」を発行しています。

Q15 年間を通じて、学校運営協議会はどの程度開催するのですか。

年間 4 回程度開催しています

睦沢町学校運営協議会の設置及び運営に関する規則には定められていませんが、これまで、協議会は年間 4 回開催しています。小学校において 2 か年が経過しました。今後の協議会に期待する活動も含め、次のような流れになります。



Q16 年間すべての会で「熟議」をする必要がありますか。

委員個人の当事者意識の保持と形骸化を防ぐために継続を

熟慮と議論を重ねる「熟議」は、説明に対する個別の対応とは異なり、的確な課題把握と共有、そして課題解決に向けて多くの意見を引き出すことができます。また、互いの立場や果たすべき役割への理解が深まり、役割に応じた解決策が洗練され、納得して役割を果たすように

なる効果があります。また、「熟議」による、知恵の出し合い、肯定的で未来志向の話し合いは、委員個人が当事者意識を高く保ち続けることにつながり、協議会の形骸化を防ぐ策ともなります。

学校が抱える課題が明らかになった場面や委員の入れ替わる時期などにおいては、積極的に「熟議」の場面を設定してください。想定されるテーマは次のとおりです。

- ・子どもがどう育ってほしいか。
- ・携帯、SNSの取り扱いについて。
- ・地域の力を子どもの教育にどう活かすか。
- ・子どもの学力を向上させるためには。
- ・地域に貢献できることは何か。
- ・郷土を誇りに思う心を育てる教育とは何を学べばよいのか。
- ・登下校の安全をどう確保するか。
- ・効果的な家庭学習はどうあるべきか。
- ・学校と地域が一緒にやれることは何か。
- ・その他

Q17

中学校に設置している学校評議員会はどうなりますか。

学校運営協議会に代わります

学校評議員会は、学校運営協議会に代わります。2020（令和2）年度に睦沢町学校運営協議会が睦沢中学校まで拡充されますので、学校評議員会は設置しなくてよいことになります。これまで学校評議員会で行っていた内容は、学校運営協議会で協議していきます。

園は、園小中一貫教育校ではありますが、その特異性から学校評議員会を設置しています。

関係法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5（Q6 関係 P6）

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
- 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
- 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- 四 その他当該教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めるものとする。

6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

学校教育法第42条（Q7 関係 P8）

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

学校教育法施行規則第49条（Q7 関係 P8）

第四十九条 小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものの中から、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。

学校教育法施行規則第66条（Q7 関係 P8）

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

学校教育法施行規則第67条（Q7 関係 P8）

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。